

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

只見町長 渡部 勇夫

市町村名 (市町村コード)	只見町 (07367)
地域名 (地域内農業集落名)	館ノ川地区 (館ノ川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月13日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・館ノ川地区の農地は畑のみで、芍薬栽培と自家消費野菜の栽培が行われている。  
 ・地区内の高齢化率は46.2%で、高齢化、後継者不足による離農者が増え、遊休農地の拡大が予想されるため、新たな担い手や、新規就農者の確保が課題である。  
 ・農業を下支えする地域の労働力も低下により、今後ますます担い手の負担が大きくなる事が懸念される。  
 ・サル、イノシシ等の鳥獣による農作物被害が拡大しており、維持・管理労力が低下する中での対策も大きな課題となっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

・区域内の主要作物は芍薬栽培であり、有限責任事業組合クラウドウ只見による町内産の安全で良質な生薬原料の安定供給とハーブティー等の加工品の販路拡大、芍薬栽培を通じて交流人口の拡大を図っていく。  
 ・人手不足と高齢化が進んでいる状況において、農地の現状を維持していくのは担い手の大きな負担になるため、地域と担い手が一体となって農地を管理する体制を構築する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業者の高齢化、後継者不足の現状を踏まえ、現状作付されている農地を区域とする。  
 ・自家消費野菜栽培が行われている農地については、担い手や地区による具体的な農地利用が計画されるまで検討中とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地所有者は、原則機構に貸付けていく。 ・担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手の意向を確認し、必要に応じて、今後検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町、県、JA等の関係機関と連携し、後継者及び新たな担い手の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他
<b>【選択した上記の取組方針】</b>				
①サル、イノシシ等の鳥獣による農作物の被害が拡大していることから、猟友会等関係団体と連携し被害防止策に取り組む。				